

# テレビ放送サービス約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

- 1 株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネットサービスのオプションサービスとしてテレビ放送サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定めその提供内容及び条件に基づき、次項に定める提供事業者が提供するテレビ放送サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 本サービスの提供事業者（以下、「提供事業者」といいます。）は、以下の事業者とします。
  - (1) スカパーJSAT 株式会社
  - (2) 中部テレコミュニケーション株式会社
  - (3) 株式会社オプテージ

### 第2条(約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。本約款を変更するときは、一定期間の猶予を設けた上で、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社 web サイトに掲載又はその他の方法により、契約者へ告知するものとします。

### 第3条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本物件：本サービスの提供対象となる集合住宅等をいいます。
- (2) インターネットサービス：別途締結される契約（以下、「インターネットサービス契約」といいます。）に基づき当社により提供されるインターネット接続サービスとします。
- (3) インターネット設備：インターネットサービス契約に定める、本物件における当社のインターネットサービスを提供するための共用部のインターネット関連設備とします。
- (4) 契約者：当社と本サービスに関する契約を締結している者をいいます。
- (5) 再委託者：当社が本サービスの一部又は全部を委託する第三者をいいます。
- (6) 入居者：本条第1項に居住されている方をいいます

- (7) サービス料：契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払う本サービスの料金をいいます。
- (8) 消費税等：消費税及び地方消費税をいいます。
- (9) 管理会社：契約者又は本物件に関して契約者との間で管理委託契約その他これに類する契約を締結している第三者をいいます。
- (10) 本サービス契約：本約款の内容を承諾の上で、オプション申込書に基づき、当社と契約者との間で契約される本サービスに関する契約をいいます。
- (11) 本サービス提供日  
本サービス契約の締結後に当社が契約者に確定通知書により通知する本サービスの提供を開始する日をいいます。第2章第1条に定めるとおりです。

#### 第4条（本サービス契約の申込と承諾）

- 1 本サービス契約を申込書による方式によって締結するときは、本サービス契約を締結しようとする者は、本約款を承諾の上、当社所定の方法により申込みを行うものとします。この場合、オプション申込書が当社に到達した時点をもって、当社との間で本サービス契約が締結されたものとします。なお、本サービス契約は、オプション申込書、電磁的記録その他の方法により締結されるものとします。
- 2 前項の申込みを行った者（以下、「申込者」といいます。）が、本サービス提供開始日の前日までの間に申込者都合により当該申込みのキャンセルを行った場合、キャンセル手数料として20,000円に消費税等を加算した金額を、キャンセルした日の属する月の翌月末日までに当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします（振込手数料は申込者の負担とします。）。この場合、前項の定めにかかわらず、当該申込者との間において本サービス契約は、何らの通知又は催告なしに解約されるものとします。なお、本サービスの提供開始日以降の解約については、第2章の規定に従うものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供開始日までに、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第1項の定めにかかわらず本サービス契約を直ちに書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。以下同じ。）により通知することにより、解約する場合があります。なお、本サービスの提供開始日以降の解約については、本約款の規定に従うものとします。
  - (1) 申込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき
  - (2) 申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
  - (3) 契約者が本約款に定める義務に違反するおそれがあるとき

- (4) 当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は利用を停止されている事が判明した場合
  - (5) 申込者が反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明した場合
  - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき
- 4 提供事業者ごとに本サービスを提供するにあたり提供事業者所定の手続があります。契約者は、当該手続を行う必要があります。契約者が当該手続を行わない場合には、本サービスの提供を受けられないときがあります。契約者が当該手続を行わず、又は遅滞したことに起因して本サービスの提供を受けられないことについて、当社は、何らの責任も負いません。

## 第2章 本サービスの内容

### 第1条（本サービスの提供開始日）

本サービスの提供開始日は、インターネットサービス契約に定めるインターネットサービスの提供開始日と同日とします。

### 第2条（有効期間）

本サービスの有効期間（期間満了後に延長する場合があります。）は、インターネットサービス契約の有効期間と同一期間とし、インターネットサービス契約が終了した場合は、これに伴い本サービス契約が終了するものとします。

### 第3条（契約者の協力）

- 1 契約者は、当社又は当社の再委託者が本サービスを提供するために、必要な範囲においてインターネット設備を利用することを承諾するものとします。
- 2 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する本サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾するものとします。

### 第4条（料金）

本約款に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料はインターネットサービス料に含まれるものとします。

## 第5条（契約の解約）

- 1 契約者及び当社は、本サービス提供開始日以降、相手方に対して3か月前までに書面による意思表示をすることにより、本サービス契約を契約者と当社双方協議のうえで、解約することができます。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービス提供開始日から3年間の間までは、本サービス契約を中途解約することはできません。ただし、中途解約に伴う解約手数料として20,000円に消費税等を加算した金額を一括して当社に支払うことにより、本サービス契約を解約することができます。
- 3 契約者又は当社が本約款又は本サービス契約の定め違反した場合、各自相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちに本サービス契約を解約できるものとします。
- 4 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく本サービス契約を解約することができるものとします。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
  - (2) 会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始若しくは破産の申立てをしたとき、若しくは、第三者からこれらの申立てがなされたとき
  - (3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき
- 5 当社の承諾なしにインターネット設備及び本サービスの提供に必要な設備の構成が変更されたことにより本サービスの継続提供が不可となった場合、当社は本サービス契約を直ちに解約できるものとします。

## 第6条（適用除外）

本サービスには、スカパーJSAT 株式会社が提供する21戸以上の物件を対象としたテレビ視聴マンションプラスは含まれておらず、本約款は当該テレビ視聴マンションプラスについては適用されません。

## 第7条（確認事項）

- 1 NHK 受信料は、入居者のご負担となります。
- 2 BS・CS（スカパー！）の有料放送の視聴は、別途提供事業者と入居者間にてご契約が必要となり、視聴料は入居者のご負担となります。

- 3 CS デジタル放送（「スカパー！プレミアムサービス光」「スカパー！」の専門チャンネルの視聴には、提供事業者と入居者間にてご契約が必要となり、視聴料は入居者のご負担となります。CS(スカパー！) 視聴の場合はアンテナをマンション側屋上若しくはベランダに設置していただく場合があるため、各提供事業者へご確認ください。
- 4 テレビ共聴設備等にかかる費用（同軸ケーブルやブースター等）は含まれておりません。
- 5 V-ONU とブースター結線及び共用部・専有部の TV 電波チェックを弊社で実施の場合は別途費用が発生いたします。その際の費用につきましては別途御見積にてご案内いたします。

#### 第8条（秘密保持）

契約者は、本サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、本サービス契約の有効期間中及び本サービス契約の終了後であっても、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款及び本サービス契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受けたとき（又は情報を入手したとき。以下同様。）、既に所有していた情報
- （2）開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、その責によらず公知となった情報
- （3）正当な開示権限を有する第三者から要請があった場合の、その要請の対象となる情報
- （4）開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報
- （5）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

#### 第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - （1）自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力

集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
- (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
- (4) その他これらに準ずる行為

3 契約者又は当社は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解約の意思を書面で通知の上、直ちに本サービス契約を解約することができます。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解約権を行使した他方当事者に対し、当該解約に基づく損害賠償を請求することはできません。

4 前項に定める解約は、解約権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第10条（契約内容の変更）

契約者及び当社は、本サービス契約の内容を協議の上、書面をもって一部変更することができるものとします。

#### 第11条（協議）

本約款又は本サービス契約に定めのない事項及び本約款又は本サービス契約に関連して生じた疑義については、各当事者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

## 第12条（合意管轄）

本約款及び本サービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第3章（テレビ共視聴設備保守サービス特約）

### 第1条（本章の適用）

本章の規定は、当社が実施するテレビ共視聴設備保守サービス（以下、「保守対応」といいます。）を利用する契約者に限り、追加して適用されます。

### 第2条（保守の内容及び対象設備）

- 1 保守対応は、以下の各号に定める内容とします。
  - （1）本物件の共用部に設置されたテレビ共視聴設備（以下、「対象設備」といいます。）において生じるテレビ受信障害（不具合）の原因調査
  - （2）前号にて判明した原因箇所の対象設備の障害除去又は仮復旧
- 2 前項第2号の障害除去又は仮復旧に伴い対象設備の機器交換が生じる場合、当社の判断で同等品により実施するものとします。なお、機器交換に係る機器費用は契約者の負担とし、機器単価は【別紙】（費用）に定めるとおりとします。
- 3 保守対応に関する費用（前項の機器費用を除きます。）は、原則として本章第4条の保守サービス料に含まれるものとします。ただし、本条第1項第2号の障害除去又は仮復旧のために当社が本物件において現地対応を行った結果、テレビ受信障害の原因が当社の責めに帰すべき事由ではないこと（入居者の設定誤り等をいうがこれらに限られません。）が判明した場合には、契約者は本章第4条の保守サービス料とは別に、【別紙】（費用）に定める稼働費を負担するものとします。
- 4 当社は、契約者又は本物件管理会社若しくは入居者からの申告や依頼に基づき保守対応を行うものとします。
- 5 本条2項の機器交換を実施した場合は、当社は、故障機器等を本物件内に残置するものとします。
- 6 当社は、当社が必要と判断した場合に限り、保守対応として本物件への駆け付け対応を行うものとします。この場合、契約者は、本章第1条第3項の申告又は依頼を受けた日の翌日以降に保守対応を行うことを予め承諾するものとします。
- 7 当社の承諾なく契約者又は本物件の入居者等の第三者が独自に設置した機器は、対象設備に含まれないものとします。

- 8 テレビ受信障害の原因調査の結果、障害の原因が専有部にある場合には保守対応の対象外とします。
- 9 テレビ受信障害の原因が、本物件の外部にある場合は、当社において保守対応が実施できないことを、予め契約者は了承するものとします。

### 第3条（契約者の協力）

契約者は、当社が保守対応を実施するにあたり、必要となる電力を無償で提供するものとします。また、緊急を要する場合、契約者の入館の許可無く本物件に立ち入ることを契約者は承諾するとともに、当社の入館及びテレビ共視聴設備設置場所の開錠手配等に協力するものとします。

### 第4条（再委託）

当社は、自己の責任と費用負担において、保守対応の一部又は全部を当社が指定する再委託者に委託することができます。

### 第5条（料金）

本章に基づき契約者が当社に支払う保守対応に関するサービスの料金（以下、「保守サービス料」といいます。）は、当社の保守対応の実施の有無にかかわらず、サービス料に含まれるものとします。

### 第6条（免責事項）

契約者は、以下の各号に定める事由が生じた場合には、当社は本約款に基づく義務から一切免責されることを予め了承するものとします。

- （1）地震、台風、落雷等の天災地変又は不測の事故等によるテレビ共視聴設備等の故障及び受信障害
- （2）契約者、入居者又は第三者の故意又は過失行為に起因するテレビ共視聴設備等の故障及び受信障害

【別紙】費用

本章第2条第2項及び第3項の機器単価の参考販売価格及び本章第2条第3項の参考稼働費は、以下のとおりとします（2025年8月時点）。

※実際に負担いただく販売価格及び、稼働費は市場情勢により変更になりますので、予めご確認ください。

（機器単価）

機 器	台数	販売価格(税別)
CABC-K30WS	1	21,000 円
CBCA35W	1	84,000 円
CBCA40W	1	125,000 円
CBCA45A	1	143,000 円

（稼働費）

項 目	回数	販売価格(税別)
稼働費	1	30,000 円

**【附則】**

- 1 本約款は、2026年7月1日から有効とします。